あるものが保有等をする同一発行会社の株式及び議決権の数量等」欄中「ウェブページのリンク」欄についても、同様とする。

7　「届出者」欄中「届出者となる法的根拠」が「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容、を「6　その他の事項」欄に記入すること。

8　「1　発行会社」欄中「(4)　総議決権」欄には、発行会社の総株主の議決権の数がわからない場合には、直近に提出された有価証券届出書（金融商品取引法第２条第７項に規定する有価証券届出書をいう。以下この記入要領において同じ。）、有価証券報告書（同法第 24 条第１項に規定する有価証券報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）、半期報告書（同法第 24 条の５第１項に規定する半期報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）又は四半期報告書（同法第 24 条の４第７項に規定する四半期報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）に記載された総株主の議決権の数を用いて差し支えない。なお、発行会社の総株主の議決権がわからず、また、発行会社が有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書又は四半期報告書を提出していない場合にあつては、「不明」と記入して差し支えない。「2　受任しようとする議決権」欄中「(1)　数量等」欄中「受任後の議決権比率」及び「5　届出時に届出者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄中「議決権比率」の算定に当たつて、発行会社の総株主の議決権の数がわからない場合も、同様とする。

9　「1　発行会社」欄中「(5)　外資比率」欄には、居住者である外国投資家及び非居住者の合計出資比率を記入すること。

10　「1　発行会社」欄中「(6)　事前届出業種に該当する理由」欄には、事前届出業種を記入すること。事前届出業種が対内直接投資等に関する命令第３条の２第３項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）に掲げる業種に該当する場合は、その旨明記し同告示の該当する条項を明記すること。事前届出業種の内容を補足するため、当該事前届出業種に属する事業の詳細を記入しても差し支えない。なお、発行会社の該当業種に不明な点がある場合は、その旨を記入すること。

11　「1　発行会社」欄中「(7)　事前届出業種に該当する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項」欄には、事前届出業種に属する事業を営む連結子会社等を発行会社とした場合に「1　発行会社」欄中「(1)　名称」欄から「(6)　事前届出業種に該当する理由」欄（「(3)　定款上の事業目的」欄を除く。）に記入することとなる事項及び発行会社による出資比率を記入すること。

12　「2　受任しようとする議決権」欄中「(1)　数量等」欄中「受任後の議決権比率」については、発行会社が上場会社等（外国為替及び外国貿易法（以下この記入要領において「法」という。）第 26 条第２項第１号に規定する上場会社等をいう。以下この記入要領において同じ。）である場合において、当該議決権代理行使受任の後における届出者が保有等をする発行会社の実質保有等議決権（対内直接投資等に関する政令（以下この記入要領において「令」という。）第２条第４項第２号に規定する実質保有等議決権をいう。以下この記入要領において同じ。）の数の発行会社の総議決権に占める割合を記入すること。発行会社が上場会社等以外であるときは、届出者が本届出書において届け出る当該議決権代理行使受任の後における届出者が保有することとなる議決権の総議決権に占める割合を記入すること。

「(2)　受任の目的及び内容」欄には、「取締役の選解任を目的とした議決権行使」、「事業譲渡等を目的とした議決権行使」等の受任の目的を記入すること。また、受任によつて得た権限を用いて議決権行使を行おうとする議案については、可能な限り記入すること。ただし、届出時点で、議案が不明な場合にあつては、「不明」と記入して差し支えない。

「(4)　株主総会の時期及び種別」欄中「種別」については、「定時株主総会」又は「臨時株主総会」の種別を記入すること。

13　「3　受任後の事業計画等」欄中「(1)　受任後の事業計画」欄には、受任後に発行会社の事業計画に影響を与えることを予定している場合、当該内容を記入すること。「(2)　事前届出業種に該当する事業の取扱い」欄には、受任後の事前届出業種に該当する事業の取扱いに関する事項を記入すること。

14　「4　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」とは、届出者の最終親会社等（租税特別措置法第 66 条の４の４第４項第５号に規定する最終親会社等をいう。）又は届出者の財務及び営業若しくは事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものをいう。なお、届出者が特定組合等（法第 26 条第１項第４号に規定する特定組合等をいう。）である場合はその業務執行組合員（同号に規定する業務執行組合員をいう。）又は当該業務執行組合員の最終親会社等を記入すること。

15　「4　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「国有企業等との関係」欄において、届出者の事業方針等に影響を及ぼすものと国有企業等（令第３条の２第１項第３号から第５号までに掲げるものをいう。）との資本関係その他の支配関係を記入すること。

の数がわからない場合も、同様とする。

5　「1　発行会社」欄中「(5)　外資比率」欄には、居住者である外国投資家及び非居住者の合計出資比率を記入すること。

6　「1　発行会社」欄中「(6)　事前届出業種に該当する理由」欄及び「(7)　事前届出業種に該当する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項」欄には、対内直接投資等に関する命令第３条第４項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表第１及び別表第２に掲げる業種を記入すること。なお、発行会社の該当業種に不明な点がある場合は、その旨を記入すること。

7　「2　受任しようとする議決権」欄中「(1)　数量等」欄中「受任後の議決権比率」については、発行会社が上場会社等（外国為替及び外国貿易法第 26 条第２項第１号に規定する上場会社等をいう。以下この記入要領において同じ。）である場合において、当該議決権代理行使受任の後における届出者が保有等をする発行会社の議決権の数量（株式への一任運用の対象とされる当該発行会社の議決権の数、直接に保有する当該発行会社の議決権の数及び議決権代理行使受任に係る議決権の数を合計した議決権の数をいう。以下この記入要領において「保有等議決権数量」という。）の総議決権に占める割合を記入すること。発行会社が上場会社等以外である場合においては、当該議決権代理行使受任の後における届出者が保有等をする発行会社の議決権の数量（直接に保有する当該発行会社の議決権の数と議決権代理行使受任（対内直接投資等に関する政令第２条第９項第５号イに該当するものに限る。）に係る議決権の数とを合計した議決権の数をいう。）の総議決権に占める割合を記入すること。

「(2)　受任の目的及び内容」欄には、「取締役の選解任を目的とした議決権行使」、「事業譲渡等を目的とした議決権行使」等の受任の目的を記入すること。また、受任によつて得た権限を用いて議決権行使を行おうとする議案については、可能な限り記入すること。ただし、届出時点で、議案が不明な場合にあつては、「不明」と記入して差し支えない。

「(4)　株主総会の時期及び種別」欄中「種別」については、「定時株主総会」又は「臨時株主総会」の種別を記入すること。

8　「3　受任後の事業計画等」欄中「(1)　受任後の事業計画」欄には、受任後に発行会社の事業計画に影響を与えることを予定している場合、当該内容を記入すること。「(2)　事前届出業種に該当する事業の取扱い」欄には、受任後の事前届出業種に該当する事業の取扱いに関する事項を記入すること。

9　「4　届出者の事業方針等に影響を及ぼす者」とは、届出者の親会社や届出者の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる者を指し、届出者が専ら株式等の取得又は株式への一任運用を目的として設立された者の場合に記入すること。

10　「5　届出時に届出者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄については、発行会社が上場会社等である場合において記入すること。この場合において、同欄中「数量」欄及び「議決権比率」欄については、届出者と特別の関係にあるもの（届出者を対内直接投資等に関する政令第２条第４項の株式取得者とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体（外国為替及び外国貿易法第 26 条第１項第２号から第４号までに掲げるものに限る。）をいう。）の保有等議決権数量（議決権のうち届出者が保有等をする議決権（すなわち、「2　受任しようとする議決権」欄中「(1)　数量等」欄中「受任後の議決権比率」の対象とする議決権）と重複するものがある場合には、当該重複の数を控除した純計によるもの。）及び当該保有等議決権数量の当該発行会社の総議決権に占める割合を記入すること。

11　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従つて記入するか、別紙を添付して差し支えない。

（日本産業規格Ａ４）